

事前揭示問題

- ・ワークショップ当日，講師が解説する問題の一部です。
 - ・事前の答案の作成が可能な場合には，自分なりの答案を作成し持参してください。ワークショップ当日，講師の解説の中で答案例をお示しします。答案例と事前に作成した答案を比較し，自分のウィークポイントを知ることを目的とするものです。
 - ・書き方が全く分からないという場合には，一読のみで構いません。
- ※六法をご持参ください。

第1問 Xの刑事責任を明らかにせよ。

Xは，Vが国立市中1丁目の一軒家であるV宅で一人で暮らしているとの情報を得たので，Vが寝ている夜中に，V宅侵入し，金目の物を盗もうと考えた。Xは，午前2時過ぎ，V宅の塀を乗り越えて，その庭に無断で入り込んだ。Xはその時，玄関から庭に出てくるVを発見した。Xは，Vが寝ているとばかり思っていたところ，驚いて，後ろからVの頸部にナイフ（刃体約15センチメートル）を突きつけた。その結果，Vは出血多量により死亡した。

第2問 以下の事例において，Xの行為についてどのような犯罪が成立するか（ただし，刑法犯に限る。）。

Xは，年金を引き出した直後の老女A（81歳）から金員を強取するつもりで同人の後を追って，郵便局から出てきたAの前に立ちふさがり，その手から手提げ袋をあっという間に奪い取った。そして取り返そうと追いつがるAを組み伏せ，後ろ手にねじ上げて動けない状態にした上，鞆の中から現金を奪って逃走した。

第3問 下記の事例におけるXの罪責を検討せよ。

Xは，L公園で寝泊まりをしている者であり，しばしばL公園で置き引きをするなどして生活費の足しにしていた。ある日の午後5時40分頃，同公園のベンチに座った際，隣のベンチでA（26歳，女性）が友人とおしゃべりに夢中になっているのを認め，もしAがベンチに置いたポシェットを忘れたならばこれを持ち去ろうと考え，様子をうかがっていた。そうしたところ，Aはポシェットを置き忘れたまま，午後6時20分ころ，友人を駅に送るためその場を離れた。XはAが気付く様子もなく公園出口にある横断歩道橋を渡り，上記ベンチから約27メートルの距離にある階段踊り場まで来たのを見て，周りに人

もいなかったことから、今だ、と思っ上記ポシェットを取り上げてその場を離れ、公園内の公衆トイレに入り、ポシェット内から現金2万円を抜き取った。Aは午後6時24分頃、駅構内でポシェットの置忘れに気づき、ただちに公園に戻ったところ、たまたま公衆トイレから出てきたXと遭遇した。トイレ内にポシェットが放置されたことからAはXを詰問した。やがてXからの110番通報により駆けつけた警察官に対して、Xが犯行を認めたことから、Xは緊急逮捕された。

第4問¹ 以下の事例における、甲のAに対する罪責について、論じなさい（住居侵入罪及び特別法違反の点及び刑法総論に関する論点は除く。）。

甲（男性、25歳）は、他人名義の預金口座のキャッシュカードを入手した上、その口座内の預金を無断で引き出して現金を得ようと考え、某日、金融庁職員に成りすまして、見ず知らずのA（女性、80歳）方に電話をかけ、応対したAに対し、「あなたの預金口座が不正引き出しの被害に遭っています。うちの職員がお宅に行くのでキャッシュカードを確認させてください。」と告げ、Aの住所及びA名義の預金口座の開設先を聞き出した。同日、甲は、キャッシュカードと同じ形状のプラスチックカードを入れた封筒（以下「ダミー封筒」という。）と、それと同種の空の封筒をあらかじめ用意してA方を訪問し、その玄関先で、Aに対し、「キャッシュカードを証拠品として保管しておいてもらう必要があります。後日、お預かりする可能性があるため、念のため、暗証番号を書いたメモも同封してください。」と言った。Aは、それを信用し、B銀行に開設されたA名義の普通預金口座のキャッシュカード及び同口座の暗証番号を記載したメモ紙（以下「本件キャッシュカード等」という。）を甲に手渡し、甲は、本件キャッシュカード等をAが見ている前で空の封筒内に入れた。その際、甲は、Aに対し、「この封筒に封印をするために印鑑を持ってきてください。」と申し向け、Aが玄関近くの居間に印鑑を取りに行っている隙に、本件キャッシュカード等が入った封筒とダミー封筒をすり替え、本件キャッシュカード等が入った封筒を自らが持参したショルダーバッグ内に隠し入れた。Aが印鑑を持って玄関先に戻って来ると、甲は、ダミー封筒をAに示し、その口を閉じて封印をさせた上でAに手渡し、「後日、こちらから連絡があるまで絶対に開封せずに保管しておいてください。」と言い残して、本件キャッシュカード等が入った封筒をそのままA方から持ち去った。その数時間後、甲の一連の行動を不審に感じたAが前記事情を警察に相談したことから、甲の犯行が発覚し、警察から要請を受けたB銀行は、同日中に前記口座を凍結（取引停止措置）することに応じた。翌日、甲は、自宅近くのコンビニエンスストアに行き、同店内に設置されていた現金自動預払機（以下「ATM」という。）に前記キャッシュカードを挿入して現金を引き出そうとしたが、既に前記口座が凍結されていたため、引き出しができなかった。

¹ 第4問は、ワークショップの時間がある場合のみ扱います。